

2015年7月9日

各 位

ユニチカ株式会社

「ユニチカ設備技術株式会社の耐火スクリーンにかかわる遮煙性能の未達及び一部認定の不正取得（お詫び）」に関する調査結果ならびに再発防止策について

弊社は、弊社および弊社子会社であるユニチカ設備技術株式会社（以下、「ユニチカ設備技術」という）が2014年12月16日に公表した「ユニチカ設備技術株式会社の耐火スクリーンにかかわる遮煙性能の未達及び一部認定の不正取得について（お詫び）」に関し、外部調査委員会による原因究明と再発防止策を検討してまいりました。

今般、弊社は2015年7月8日に外部調査委員会からの調査結果の報告を受け、弊社ならびにユニチカ設備技術の再発防止策をまとめましたので、お知らせ致します。

本件につきましては、お客様ならびに関係する皆様方には多大なるご迷惑とご心配をおかけしており、深くお詫び申し上げます。

記

1. ユニチカ設備技術耐火スクリーン問題に対する調査結果

（外部調査委員会からの調査報告書は「別紙」のとおりです）

外部調査委員会から、今回の耐火スクリーン不正問題発生の原因や背景に対し、次のような指摘をいただいております。

【本件問題発生の背景・原因（動機）について】

- (1) 認定取得に対する強い要請
- (2) 認定制度及び製品の安全性の軽視
- (3) 遮煙性能確保の困難性
- (4) 関与者が少数で固定化していたこと

さらに、外部調査委員会から、これら背景、原因（動機）を踏まえ、ユニチカ設備技術に対し、次の再発防止に関する提言をいただいております。

【再発防止に関する提言】

- (1) 製品の安全性を強く認識し、法規制や認定制度に対する理解を深めるための活動をすること
- (2) 過剰な営業・無理な要求を強制しないこと
- (3) 特定の者への業務・権限集中を回避すること
- (4) 業務内容を記録化し保存すること
- (5) 内部通報制度を活性化すること

2. 再発防止策について

【ユニチカ設備技術の再発防止策】

ユニチカ設備技術につきましては、今回の不正行為を深く反省し、外部調査委員会からの提言を真摯に受け止め、下記の再発防止策を発表致しております。

(1) 安全に対する意識の向上を図ります。

- ① 「ユニチカグループ行動基準」の徹底、「安全」に対する意識の徹底、「コンプライアンス意識」の徹底を実行してまいります。
- ② 内部通報制度の周知徹底を行います。

(2) しくみの見直しを行います。

- ① 業務に関する管理のしくみ、管理体制及びチェック体制を整備します。
 - i) 業務内容及び業務フローを見直し、属人的な業務を含め業務の「見える化」を図ります。
 - ii) 認定、試験を含め外部業務等の業務記録を作成し、確認し、保管し、チェックする／できる体制を整えます。
 - iii) 品質保証部によるクロスチェック体制を構築します。
 - iv) 設計本部内にユニチカの技術者を兼務で配し、業務を管理監督しております。
- ② 業務に関連する法令、規則等を継続的に確認できる体制を構築します。
 - i) 許認可内容の継続的把握、適法・遵法性の確認ができるしくみを築きます。
 - ii) 業務に関連する法令、規則等を定期的にモニタリングできるしくみを築きます。
- ③ ユニチカによる定期的な業務監査を実施します。

(3) モニタリングシステムを構築します。

また、弊社におきましても、ユニチカ設備技術の事案に対する外部調査委員会からの提言を真摯に受け止め、次の再発防止策を策定し実行してまいります。

【ユニチカの再発防止策】

(1) グループガバナンスの強化

今般の不正は、本社機構から離れた組織において、なおかつグループ内において他に類似の事業形態が無く、監視や指導が届きにくい環境下において発生致しました。従いまして、グループガバナンスの強化・拡充を図り、同様な空白や盲点が生じないように徹底するために、以下のような対策を実施してまいります。

① コンプライアンス統括責任者の設置

当社はこれまで、社長を委員長とするコンプライアンス委員会が各職制を通じてコンプライアンスを統括してまいりましたが、今般新たにコンプライアンス統括責任者を設置し、専らコンプライアンスの推進を行わせるものと致します。同時に、各組織におけるコンプライアンス責任者を再度明確にし、統括責任者のもと、グループ一体となって、コンプライアンス施策全般を推進してまいります。

② リスク・コンプライアンス情報の一元管理

従来、当社グループにおいては、事業運営に係る報告・連絡体制と比較すると、各種リスク・コンプライアンス情報の報告・連絡体制が脆弱で、一元的かつ即時的な情報共有が不十分でした。今般、これらの報告・連絡体制を一元化し、適切な事象の把握と共有、対応を図るとともに、即時性を高めてまいります。

③ 監査機能の強化

当社がこれまで実施してまいりました内部監査によっては、今回の不正を発見することができませんでした。この事態を真摯に受け止め、特に業務監査の機能を中心に、外部の専門機関の協力を仰ぎながら、強化・拡充を図ってまいります。

④ 人事異動の活性化

今般の事案においては、ごく少人数の担当者が、長年にわたって当該業務に従事し続ける中で不正が行われ、同様な経験・知見を共有できる者もいなかったために、長期間にわたり、表面化することがありませんでした。従いまして、このような状況を改善するために、人員の流動性を高め、組織内部並びに各業務の透明性を高めてまいります。

(2) 不正を許さない組織風土への改革

今般の不正の背景は、企業倫理こそ最優先であるという組織風土が十分に醸成されていなかったことにあります。従いまして、教育・啓発により、個人の意識を変革し、不正を許さない組織風土へ改革していくことが必要です。中長期的に取り組みを進めますが、現時点で実施を決定いたしました対策は、以下のとおりです。

① 経営階層へのコンプライアンス意識の徹底

本年4月27日に、当社経営者、事業部門長、グループ会社社長に対するコンプライアンスに関する特別研修を実施致しました。今後も、研修の実施方法や内容を改善しながら、継続的に実施してまいります。

② 「ユニチカ行動憲章」と「ユニチカ行動基準」の再徹底

当社グループには、1998年に制定致しました「ユニチカ行動憲章」と2001年に制定致しました「ユニチカ行動基準」があり、全役員・従業員にこれらを配布、所持させておりますが、今般の不正は、この精神に反して行われたものです。従いまして、改めて全グループにおきまして、コンプライアンス責任者等を中心として、「ユニチカ行動憲章」と「ユニチカ行動基準」の再確認と徹底を実施致します。

③ 今般事案を教材としたコンプライアンス研修の実施

当社グループにおいては、従来より入社、職掌転換・昇格の機会にコンプライアンス研修の受講を義務付けておりますが、今後当該研修において、今般事案について学ばせることを義務付けます。引き続き実施方法や内容を改善しながら、継続的に実施してまいります。

(3) 内部通報制度の認識向上並びに利用促進

当社グループでは、2006年に内部通報制度を導入し、通報窓口を社内と社外に

設置しておりますが、今般の事案においては、これらは利用されませんでした。従いまして、改めて当社ならびにグループ会社の経営層や従業員に対して、内部通報制度の趣旨や通報手段等の周知徹底を図り、不正の芽を未然に摘み取るべく、利用の促進を図ってまいります。

以上のような再発防止策の着実な実行を通じて、当社グループが再度全てのステークホルダーの皆様からご信頼を頂けるよう、グループの全力を注いでまいりますので、何卒ご理解を賜ります様、よろしくお願い申し上げます。

3. 関係者の処分等について

ユニチカ設備技術 取締役 1名 解任

他の関係者につきましては、社内調査ならびに外部調査委員会の調査結果を踏まえ、弊社の社内規定に基づき適切に対応を致しております。

4. ユニチカ設備技術による是正工事への取組状況

ユニチカ設備技術は、本件の対外公表後、関係各位のご協力を得て対象物件の是正ならびに国土交通大臣認定の再取得に向けて作業を進めております。

2015年7月3日時点では、対象台数※6,043台のうち、半数近くにあたる2,848台の是正工事が完了しております。残りの物件につきましては、年内を目処に是正を完了させるべく、工事要員の増強等を図ってまいります。

※2014年12月16日公表時対象台数が6,241台より、精査の結果変更となっております。

また現在、一般財団法人日本建築総合試験所において、認定再取得のための性能評価試験を実施、建築基準法の基準を満足する結果が順次出ております。

今後、各評価委員会における評価をいただき、年内にはすべての認定について再取得が完了できるよう努めてまいります。

弊社といたしましては、引き続き関係各位のご指導ご支援を賜り、ユニチカ設備技術への支援を継続し、誠意をもって最善を尽くしてまいります。また、本件にかかわる事態を、弊社グループ全体の問題として極めて重大なものと認識し、今回の再発防止に向けた実効的な取り組みを確実に実施し、信頼回復に努めてまいります。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>
ユニチカ株式会社 IR 広報グループ
TEL06-6281-5695

「別紙」

調 査 報 告 書

(2014年(平成26年)12月16日調査報告書・
2015年(平成27年)6月19日調査報告書(その2)合体要約版)

2015年(平成27年)7月8日

ユニチカ設備技術株式会社耐火スクリーン問題に関する外部調査委員会

ユニチカ株式会社 御中

2015年（平成27年）7月8日
ユニチカ設備技術株式会社耐火スクリーン問題に
関する外部調査委員会

委員長 森 信 静 治

委員 吉 村 信 幸

委員 瀬 川 武 生

目 次

第1 調査の概要	1
1 外部調査委員会設置の経緯	1
2 当委員会の構成	2
3 調査方法	2
(1) 資料等	2
(2) 留意事項	2
第2 調査結果	3
1 耐火スクリーン及び国土交通大臣の認定制度についての概要	3
(1) 耐火スクリーンについて	3
(2) 建築基準法・建築基準法施行令上の国土交通大臣の認定制度	3
2 認定された不正行為その1 (2005年7月13日付け認定 認定番号CAS-0190に関して)	4
(1) 概要	4
(2) 不正行為の内容	4
(3) 同じ製品についての遮炎性能認定・作動性能認定について	6
(4) 評価	7
3 認定された不正行為1に対する当時の経営陣の関与の有無及び責任について	8
(1) 開催されていた会議・その出席者及び議題等	8
(2) 評価	11
(3) 経営陣の責任	12
4 認定された不正行為その2 (2011年7月21日付け認定 認定番号CAS-0636に関して)	13
(1) 概要	14
(2) 不正の内容	14
(3) 同じ製品についての遮炎性能認定・作動性能認定について	15
(4) 評価	16
5 不正行為2に対する当時の経営陣の関与の有無及び責任について	

.	16
(1) 開催されていた会議・その出席者及び議題等	16
(2) 評価	17
(3) 経営陣の責任	17
6 その他指摘すべき点について	18
(1) 概要	18
(2) その1	18
(3) その2	20
(4) その3	20
(5) その4	21
7 問題発覚の経緯について	21
8 旧UGFないしユニチカの関与について	23
9 本件問題発生背景・原因（動機）について	23
(1) 認定取得に対する強い要請	23
(2) 認定制度及び製品の安全性の軽視	24
(3) 遮煙性能確保の困難性	25
(4) 関与者が少数で固定化していたこと	25
第3 再発防止に関する提言	26
1 製品の安全性を強く認識し、法規制や認定制度に対する理解を深める ための活動をすること	26
2 過剰な営業・無理な要求を強制しないこと	26
3 特定の者への業務・権限集中を回避すること	27
4 業務内容を記録化し保存すること	27
5 内部通報制度を活性化すること	27

第1 調査の概要

1 外部調査委員会設置の経緯

ユニチカ株式会社（以下「ユニチカ」という）の子会社であるユニチカ設備技術株式会社（以下「UPEC」という）が、ユニチカグラスファイバー株式会社（以下「旧UGF」という※）等と共同で国土交通大臣認定を取得した耐火スクリーンにつき、認定取得に至る過程で作成された図面と実際に販売された製品との間に整合性がない部分があることが判明した（以下「本件」という）。そのため、独立性を確保した調査委員会による厳正かつ徹底した調査を行う目的として、平成26年8月25日付で外部の専門家から構成される外部調査委員会（以下「当委員会」という）を設置した。

※、ユニチカグラスファイバー株式会社は、2005年4月1日に製造部門を分割する会社分割（新設・物的分割 新設会社名 ユニチカグラスファイバー株式会社）を行い、分割後同日付でユニチカに吸収合併され、解散した。耐火スクリーンの認定関係もユニチカが引き継ぐことになった。本調査報告書でユニチカグラスファイバー株式会社に言及する場合、それはユニチカに吸収合併された旧会社を指している。そのため本調査報告書においては新設会社であるユニチカグラスファイバー株式会社との混同を避けるため「旧UGF」と表記することとした。

当委員会の目的は、以下の通りである（①、②、④は2014年12月16日付調査報告書の目的、③は2015年6月19日付調査報告書（その2）の目的である）。

- ① UPECにおける耐火スクリーンの国土交通大臣認定（以下「本件認定」という）に関する経緯詳細の解明
- ② 本件認定における法令違反、内規違反その他の不正行為があった場合、その

背景、原因の解明

- ③ U P E Cにおけるウォークスルータイプの耐火スクリーンの国土交通大臣認定(以下「本件認定」という)における法令違反、内規違反その他の不正行為について、U P E C経営陣の認識の有無
- ④ 本件認定において不正行為があった場合、その再発防止に関する提言

2 当委員会の構成

当委員会の構成は次の通りである。

- 委員長 森 信 静 治(梅新法律事務所)
- 委員 吉 村 信 幸(森・吉村法律事務所)
- 委員 瀬 川 武 生(梅新法律事務所)

森信静治と瀬川武生はU P E C及び旧U G Fとは利害関係がなく、吉村信幸はユニチカ、U P E C及び旧U G Fとは利害関係がない。また森信静治及び瀬川武生は現在ユニチカより、コンプライアンスライン（内部通報制度）の外部窓口としての業務の委託を受けているが、同業務はユニチカと通報者の間で中立的な立場が要求されるものであり、当委員会の独立性に影響を及ぼすものではない。

3 調査方法

- (1) 本委員会は、本報告書を作成するに当たり、U P E C及びユニチカから開示された資料、U P E Cの役員、従業員等に対する事情聴取において取得した事実に基づき調査を実施した。
- (2) 留意事項
 - ア 本件調査は、本報告書に記載されている資料及び調査協力者に対する聴取の結果のみを調査資料としている。
 - イ 当委員会は、本報告書を持って調査結果等を報告するに当たり、次の事項

を前提とした。但しかかる前提に反することを示す特段の事情を当委員会が認めた場合を除く。

① 当委員会は、調査協力者より開示を受けた資料、調査協力者に対する聴取結果により得られた情報のみに基づいて本報告書を作成していること。

② 本件調査において提出された資料に付された全ての署名押印は真正であり、適法かつ有効になされたものであること。

③ 本件調査の過程で書面または口頭により得られた情報は正確であること。

ウ 本件調査は、もっぱら関係者の事情聴取、任意に提供を受けた資料に依拠して行わざるをえず、当委員会は上記以外の情報により独自の検証を行ったものではない。関係者についても可能な限り多数の者の事情聴取を行ったが全ての関係者を聴取することはできず、資料についても時間の経過により散逸するなどしており全ての有効な資料を入手できたものではない。このような資料上の制約及び時間的な制約上、客観的事実を全て把握できたものではないことを付言する。

第2 調査結果

1 耐火スクリーン及び国土交通大臣の認定制度についての概要

(1) 耐火スクリーンについて

耐火スクリーンとは、遮炎性能を有するシリカクロスを膜材に使用した、従来の金属製の防火・防煙シャッターの代替として開発された製品である。

従来の金属製シャッターには、重い、中間柱や避難併設扉が必要とされるなどのデメリットがあったため、遮炎性能は同等でありながら軽量で透光性が高く、さらに設計の自由度が高く中間柱や併設扉の設置が不要となる等のメリットを備えた製品として開発されたものである。

(2) 建築基準法・建築基準法施行令上の国土交通大臣の認定制度

耐火スクリーンについては建築基準法、建築基準法施行令上の国土交通省の認定制度があり、指定性能評価機関による性能評価を受ける(その前提として、指定性能評価機関の定める内容の試験に合格する必要がある)ことにより、大臣認定(一般認定)を取得することができる。その内容は、遮炎性能(建築基準法施行令112条第1項 認定番号EA)、遮煙性能(令112条第14項第2号 認定番号CAS)、作動性能(令112条第14項第1号 認定番号CAT)である。

この認定制度により、UPEC及び旧UGFは2002年に指定性能評価機関による性能評価を受け、初めて遮煙性能の大臣認定を取得した(国土交通省「一般認定」という)。これ以降、新製品について多数の一般認定を取得している。

2 認定された不正行為その1

(2005年7月13日付け認定 認定番号CAS-0190に関して)

(1) 概要

ユニファイヤーガード ウォークスルータイプの製品について取得した遮煙性能に関する認定のうち、2005年7月13日付けで認定を取得した認定番号CAS-0190の取得に関して不正が行われた。

(2) 不正行為の内容

ア 遮煙性能試験の内容

認定の前提となる遮煙性能試験では、試験体を圧力箱と捕集箱の間に設置して、試験体の両面に圧力差を与え、試験体各部の隙間から漏れる空気の量を流量計で測定する。

具体的には試験体の両面における圧力差を1㎡あたり1kg、2kg、3kgとして、各圧力差の状態においてそれぞれ3回、かつ、試験体の両面について通気量を測定する。結果については原則として温度20度に換算した漏気量

の全ての測定値が圧力差 19.6 Pa の時毎分 1 m³あたり 0.20 m³以下であることが求められている。

イ 試験で使用していない素材の遮煙材の性能試験報告書への記載

評価機関で行われた遮煙性能試験において、UPECの担当者B氏が、遮炎性能認定を取得したときに設計した製品に遮煙材を取り付けて試験を受けた。具体的には開口部の布と布の重なる部分にはウレタンスポンジ様の部材を両面テープを用いて取り付け、座板底部にはCRゴムスポンジ製の板を取り付けた。これらの措置をとった結果、遮煙性能試験において基準の数値を満たすことに成功した。その際遮炎性能試験報告書に添付するためにUPEC側で作成する図面等に追加した遮煙材の記載をしていなかったため、評価機関の試験担当官から、現物と提出した書面の記載が異なるので「気密材」「スポンジ」として材質や全長等の記載をするように指示を受けた(資料1)。

しかし、B氏は、作成した遮煙性能試験報告書に添付される図面等には、ウレタンスポンジ様の部材については試験時には使用していない「炭素繊維フェルト(不燃)」、底板部に取り付けたCRゴムスポンジ製の部材についても試験時には使用していない「セラミックシート」と、いずれも異なった材質のものを記載した(資料2)。具体的記載は下記の通り。

- ① 「試験体」「仕様」(1枚目)
「開口部遮煙材：炭素繊維フェルト(厚10mm×長さ100mm)」
- ② 「別図-2 試験体の構造・寸法図」(2枚目)
 - i 「D-D断面詳細」
「遮煙材 セラミックシート(厚3.0×長さ800)」
及び同遮煙材の形状
 - ii 「E-E断面詳細」
「遮煙材 炭素繊維フェルト(不燃)(厚10×長さ100)」

及び同遮煙材の形状

上記B氏のした記載に基づき、遮煙材として「炭素繊維フェルト（不燃）」、「セラミックシート」を取り付けた旨の記載のある遮煙性能試験報告書が評価機関により作成された。

ウ 性能評価報告書へのウレタンスポンジ様部材の記載の欠落

引き続き、国土交通大臣の認定を得るための性能評価書を評価機関の評価委員会に発行してもらうため、UPECは性能評価申請書と共に詳細図面（これが最終的に認定書添付の図面となる）を提出した。しかしB氏は作成した詳細図面に、性能試験報告書の図面に記載した、ウレタンスポンジ様の部材の記載をしなかった（他方、セラミックシートの形状と材質、寸法は記載した）。評価機関の評価委員会が発行する性能評価書及び国土交通大臣の認定書添付の図面にはこの詳細図面が用いられるため、性能評価書にも遮煙材のうちウレタンスポンジ様の部材の記載はないし（資料3 なおセラミックシートについては記載がある。別添9，16）、最終的にはウレタンスポンジ様の部材の記載はない図面のまま、2005年（平成17年）7月13日にCAS-0190の認定がなされた。

エ 実機の遮煙材の欠落

さらに、実際に販売された製品にはウレタンスポンジ様の遮煙材は取り付けられていないし、底板部には遮煙材も取り付けられていない。

すなわち実際に販売された製品は、遮炎性能試験に合格し、EA認定を得た製品とは仕様を同じくするが、遮煙性能試験に合格した製品とは追加した遮煙材が2つともないという点で一部仕様が異なるし、認定書に記載された製品とはセラミックシートがないという点で一部仕様が異なることになる。

また、遮煙材が取り付けられていないのであるから、当然遮煙性能にも疑問があることになる。

(4) 同じ製品についての遮炎性能認定・作動性能認定について

調査の結果、同じ製品について2004年8月10日に取得した遮炎認定E A-0134、2004年11月24日に取得した作動性能認定C A T-0168については各認定の取得に関して不正の事実は認められなかった。

ただし、作動性能認定に関して、作動試験の試験体と遮煙性能試験の試験体が同じものかどうかについては未確認である。

(5) 評価

ア 遮煙性能試験において、試験をクリアするため遮煙材（スポンジ・CRスポンジ）を取り付けて試験を受けたという点については、それ自体は不正とはいえないのだが、本件では、最初から実際に販売する製品に遮煙材を付けて販売するつもりがなかったと思われる。とすると実際に販売する製品は遮煙性能試験をクリアできない、すなわちC A S認定を得られないであろうことも最初からわかっていたといえ、不正に認定を取得したということになる。

イ 遮煙性能試験報告書添付の図面に、取り付けた遮煙材を記載するに当たって、試験時に取り付けたものと違う材質、すなわちスポンジについては炭素繊維フェルトとの記載をし、CRスポンジについてはセラミックシートとの記載をした点については、まず遮煙性能試験の性質上、遮煙材の材質が異なっても遮煙性能が同等であれば、試験時に取り付けた遮煙材と異なる材質のものを遮煙性能試験報告書添付の図面に記載したとしても、それ自体は問題はない。但し、アと同様に、最初から実際に販売する製品に遮煙材を付けて販売するつもりがなかったと思われることから、付けるつもりのない遮煙材の記載をすることも、不正に認定を取得する手段の一つであると評価せざるを得ない。

ウ 国土交通大臣の認定を得るための性能評価書を評価機関の評価委員会に発行してもらうため、性能評価申請書と共に提出する詳細図面には性能試験報告書の図面に記載した、ウレタンスポンジ様の部材の記載はしなかった（セラミックシートの形状と材質、寸法は記載した）点については、B氏の説明

では、性能評価申請書に添付する詳細図面ではウレタンスポンジ様の部材を取り付けた部分の断面図まで要求されなかったので記載しなかったとのことである。そうであれば図面に違いがあること自体が問題であるとはいえないが、この行為の目的は、実際に販売する製品に認定書記載の製品の図面をあわせることにあり、そのために故意に記載を変えているのだからやはり不正に認定を取得する手段の一つであると評価せざるを得ない。

エ また、実際に販売する製品には遮煙材が取り付けられていないのであるから、当然遮煙性能としては認定を得られない程度のものであると推測される。不正な認定取得により、安全性に問題のある製品が流通しているという状況は問題である。ただし、実際に販売された製品の遮煙性能がどの程度安全性に影響するのかについては、科学的な検証により判断されるべきであり、本調査の対象外である。

3 認定された不正行為 1 に対する当時の経営陣の関与の有無及び責任について

(1) 開催されていた会議・その出席者及び議題等

ア 2004年、2005年当時、西部事業所(宇治)と中部事業所(岡崎)においてはそれぞれ、月3回程度「管理職連絡会」、月3回程度「営業・設計会議(「営業本部・設計本部連絡会議」とも呼ばれていたようである)」が開催され、西部事業所(宇治)において、月1回程度部長会と営業部長会が開催されていた。また、不定期に「品質管理会議」、「耐火スクリーン開発会議」等が開催されていた。

「管理職連絡会」の構成員は各事業所長、管理職クラスの社員であり、西部事業所では当時事業所長は取締役でもあったが、その他の取締役は出席していない。議題・テーマとしては宇治工場における各種連絡事項や労務問題であり、耐火スクリーンを含め商品の販売や開発を取り上げることはなかった。議事録は作成されていない。

「営業・設計会議」については議事録も作成されており、議事録の回覧先には代表取締役も含まれ、以下事業所長、所長付、設計第一本部長・副本部長、設計第1・2・3部長、営業本部長・副本部長、営業第1部長となっている。耐火スクリーンの営業・開発も議題となっており、議事録にも記載がある。その内容については後述する。

部長会の構成員は西部事業所、中部事業所の部長等であり、各事業所の営業・開発などの報告を行う。耐火スクリーンの営業・開発についての報告も行われていた。会議用の資料は作成されておりプロジェクターで映して使用していたが、議事録は作成されていない。

営業部長会の構成員は西部事業所、中部事業所の営業部長等であり、議題は商品の営業と思われるが、議事録は見当たらず作成されているかどうか不明である。

「耐火スクリーン開発会議」の構成員は西部事業所の事業所長、耐火スクリーンに関与している営業・設計の担当者、旧UGF等関係会社の担当者等である。議題は耐火スクリーンの営業・設計であり、議事録は作っていないとのことであるが、2004年7月16日の会議については打合せ録が存在している。同日の議題としては耐火スクリーンの各種試験についての進捗状況などがあげられている。

なお上記「耐火スクリーン開発会議」と似たような名称の「耐火スクリーン推進会議」が2006年7月より開催されているが、構成員に関係会社の担当者が含まれていない、議事録が作成されている等、耐火スクリーン開発会議が名称を変えたものかどうかについては明らかでない。

イ 今回問題になったウォークスルータイプの耐火スクリーンの遮煙性能認定(CAS-0190)については、「営業・設計会議」の複数の議事録に記載がある。下記の通り遮煙材に関する記述もある。

① 2005年2月24日

TWT 2か所開口部付き仕様

EA-134 CAT-0168

遮煙試験 1/25実施 条件付 1.5m程度拡大可か 解析準備
(開口部遮煙材 要)

② 2005年3月24日

TWT 2か所開口部付き仕様

EA-134 CAT-0168

遮煙試験 1/25実施 条件付 1.5m程度拡大可か

4/6評価委員会 1 遮煙材

資料準備中 2 最大拡大幅15m 1、2懸案事項協議予定

③ 2005年4月28日

TWT 2か所開口部付き仕様

EA-134 CAT-0168

遮煙試験 1/25実施 条件付 1.5m程度拡大可か

以下の1、2懸案事項

1 遮煙材

4/6評価委員会 2 最大拡大幅15m 2.質疑5月委員会にて確
認

④ 2005年5月26日

TWT 2か所開口部付き仕様

EA-134 CAT-0168

遮煙試験 1/25実施 条件付 1.5m程度拡大可か 以下の1、2条
件

1 遮煙材：追加 2 最大拡大幅15m迄

4/6 5/11評価委員会終了

7月中旬認可予定(ユニチカと共同申請)

認定手続中

⑤ 2005年7月28日

TWT 2か所開口部付き仕様

EA-134 CAT-0168

遮煙試験 1/25実施 条件付 15m程度拡大可 以下の1、2条件

1 遮煙材：追加 2 最大拡大幅15m迄

4/6 5/11評価委員会終了

6/6認定申請：国交省受理(ユニチカと共同申請)732番

6/10ヒアリング これから省内で技術審査

7/25受領CAS-190

⑥ 2005年8月25日

TWT 2か所開口部付き仕様

EA-134 CAT-0168

認定番号CAS-190(ユニチカと共同申請) 7/25完了

(2) 評価

以上の資料や情報及び関係者の説明等からは、2005年当時月1回の営業本部・設計本部連絡会が開催されておりそこでウォークスルータイプの耐火スクリーン遮煙試験のことが報告されていたことがわかる。2005年7月、8月の議事録の出席者欄に「社長、所長、所長付、設計第一本部長・副本部長、設計第1・2・3部長、営業本部長・副本部長、営業第1部長」との記載があり、それ以前の議事録には出席者の記載がないが、特に出席者を変更する理由も経緯もないことから、それ以前の会議においても同じ人物が出席していたものと考えられる。議事録を見る限り、2005年1月に遮煙試験が行われ、そこで2つの条件が付けられている。その一つが遮煙材を追加するという内容であったと判断できる。ただ、遮煙材が具体的に何を指すのか明らかでなく、試験以降に作成される性能評価書や認定書の図面がどのようになっているのかの

記載は見当たらない。2005年7月に認定されるまで議事録には遮煙材追加の記載があるので当然性能評価書や認定書にも遮煙材が追加されていると考えるのが自然である。

関係したB氏、C氏、F氏もJ氏らUPEC経営陣に直接報告したとか、会議で報告したという説明をしておらず、当時の経営陣J氏、K氏、L氏も認識がなかったと説明しているが、これは会議の内容等を見ても不自然なものではない。

当時の代表取締役であるJ氏自身は、そもそもウォークスルータイプの遮煙試験に苦勞していることを知らないと述べている。この供述はJ氏が早期認定取得を命題として指示をしていた立場からしてにわかに措信しがたい部分もある。しかし、試験時に取り付けていた遮煙材に関する記載に関する不正については知らなかったという部分については、他の関係者の説明とは矛盾しないし、代表取締役として参加ないし内容を把握している会議としては取締役会の他は営業本部・設計本部連絡会議位である。またJ氏がウォークスルータイプの遮煙性能について直接設計担当者らとメールなどでやりとりしているといった事実も認められなかった（なお、ミニタイプについては技術的な提案をしているメールがあった）。西部事業所所長であるK氏は、遮煙試験で苦勞していることは認識していたようであるが、それ以上に不正そのものについての情報を取得し得たことをうかがわせる事実は認められなかった。またL氏は当時取締役であると同時に中部事業所所長でもあったが、中部事業所ではミニタイプの開発が中心で、ウォークスルータイプの設計には関与しておらず、他の取締役よりも詳しい情報を得られる立場ではなかった。

以上からすると3記載の不正につき、UPEC経営陣が認識していたという事実を認めることはできない。

(3) 経営陣の責任

取締役は会社に対し善管注意義務・忠実義務を負い（会社法330条、民法

644条、会社法355条)、上記義務の一環として、他の取締役・使用人に対する監督義務(監視義務)が認められる場合がある。

本項の不正については、設計第一本部第2部の耐火スクリーン設計担当者により行われており、経営陣の直接の関与はなかった。

監視義務に関連して、経営陣が不正を認識し得たかについてであるが、まず、実際に試験を受けた試験体には遮煙材が付いているが、試験報告書や性能評価書の図面では遮煙材の材質を異なるものと記載したり、一部遮煙材の記載をしなかったりといった本件不正は、各認定関係書類を詳細に検証しないと発見が困難なものであり、これらの点から本件不正の内容は外部には漏れにくい性質のものといえる。

そして、耐火スクリーンの認定取得状況については営業本部・設計本部連絡会において報告がなされ、その報告内容は経営陣も知ることができる状況であったが、その内容は各試験の具体的な内容や、各書面の具体的な内容を報告・確認するようなものではなかった。その他不正を疑うきっかけとなるような情報(例えば各種試験について到底合格できないといった報告があった直後に、試験に合格したがその工夫が明らかに非現実的なものであるといった情報が考えられる)が上記連絡会において報告されたという事実は認められない。その他の会議やルートで経営陣が不正を疑わせるような情報を得たという事実も認められず、そのような状況にあって、当時の経営陣に、本件不正を認識できなかったことについて、監視義務の違反があったとはいえない。(但し営業第一で安全性を軽視し認定取得を急がせた(後述)一方、不正監視ないし回避のためのシステムの構築がなされていなかったことについては善管注意義務違反の疑いがなしとはいえない。)

4 認定された不正行為その2

(2011年7月21日付け認定 認定番号CAS-0636に関して)

(1) 概要

ユニファイヤーガード ウォークスルータイプの製品について取得した遮煙性能に関する認定のうち、2011年7月21日付けで認定を取得した認定番号CAS-0636の取得に関して不正が行われた。

(2) 不正の内容

ア 経緯について

国土交通省が定期的に行っている調査（建築基準法に基づく防耐火関連の構造方法等の認定に関するサンプル調査）の中で、UPECの耐火スクリーンミニタイプ(商品名：ユニファイヤーガードスーパーミニ)で認定違反、すなわち国土交通大臣発行の認定書と商品の間で使用部材の材質が違うという問題が生じた。その他の製品でも材質や寸法が違うものが見つかったため、これらの製品についてはこれまで認定を得ていた製品とは別の製品とみなされ、新たに各種認定を取り直す必要が生じた。認定の取り直しにおいて、遮炎性能試験はやり直すことになったが、後述のとおり遮煙性能試験、作動性能試験については性能に違いはないであろうという理由からやり直しは要求されなかった。

イ 過去の遮煙性能試験報告書の記載の改ざん

認定番号CAS-0636の前提になる評価機関における遮煙性能試験はこのとき行われていない。これは、2011年に認定を取り直す趣旨が製品の遮炎性能の確認にあったため、2005年(平成17年)取得の認定番号CAS-0190の場合と仕様が同じであれば遮煙性能に変わりがないはずであるから、重ねて遮煙性能試験をする必要がないと考えられたためである。

ただ、改めて遮煙性能試験を行わないだけで、新たに認定を取得するためには2005年(平成17年)の認定時の遮煙性能試験報告書写しを提出する必要はあった。

しかしながら、2005年(平成17年)の認定時の遮煙性能試験報告書(資

料2)添付図面等には、2(1)で述べたとおり、認定書・現実に販売されている製品にはない次のような表記がある。

① 1枚目「試験体」「仕様」

「開口部遮煙材：炭素繊維フェルト（厚10mm×長さ100mm）」

② 2枚目「別図－2 試験体の構造・寸法図」

i 「D－D断面詳細」

「遮煙材 セラミックシート（厚3.0×長さ800）」

及び同遮煙材の形状

ii 「E－E断面詳細」

「遮煙材 炭素繊維フェルト（不燃）（厚10×長さ100）」

及び同遮煙材の形状

このまま2005年(平成17年)の認定時の遮煙性能試験報告書を出すと、試験体が認定書や製品と異なる仕様であったことが明るみに出る可能性があるため、担当のB氏はその内容を改ざんした。具体的には同報告書を一旦スキャナーでJPEGファイルに取り込んだうえで試験体の仕様の説明箇所の「開口部遮煙材：炭素繊維フェルト（不燃）厚10×長さ100」の記載、図面上の「遮煙材 炭素繊維フェルト（不燃）厚10×長さ100」の文字と形状、「遮煙材 セラミックシート（厚3.0×長さ800）」の文字の記載を削除した（添付資料4）。セラミックシートとして記載した部材の形状だけは残している。

そして、上記の改ざんを施した遮煙性能試験報告書写しを添付した性能評価申請書、性能評価書が作成された。この性能評価書を添付資料の一つとして、国土交通大臣に対し認定申請が出され、2011年(平成23年)7月21日付で認定書が発行された。

(3) 同じ製品についての遮炎性能認定・作動性能認定について

調査の結果、同じ製品について2011年3月31日に取得した遮炎認定

EA-0338、2011年7月21日に取得した作動性能認定CAT-0634については各認定の取得に関して不正の事実は認められなかった。

ただし、作動性能認定に関して、作動試験の試験体と遮煙性能試験の試験体が同じものかどうかについては未確認である。

(4) 評価

遮煙性能試験報告書は同試験を試験体が合格したことを示すものである。報告書には図面等が添付されており、評価機関にUPECが提出することになっているが、図面等で記されたものと試験体が同一であるとの前提がある。そうでないとどのような物が試験に合格したか不明瞭になるからである。そして、遮煙性能試験報告書の作成名義自体はあくまで評価機関であるから、UPEC側で勝手にその内容を変更することはできない。

従って、本来評価機関が作成すべき遮煙性能試験報告書に、評価機関に無断で修正を加えていること、それが遮煙性能という重要な点に関わる内容であること、この遮煙性能試験報告書をもとに性能評価書、認定書が発行されたことに鑑みると、不正に認定を取得したと言わざるを得ない。

また本件製品についても、現実に販売された製品には遮煙材がないのであるから、2005年認定における問題と同様、遮煙性能には問題があることになる。

ただし具体的にどの程度性能に影響するのかは、科学的な検証により判断されるべきであり、本調査の対象外である。

5 不正行為2に対する当時の経営陣の関与の有無及び責任について

(1) 開催されていた会議・その出席者及び議題等

ア 2010年、2011年においても、開催されていた会議・その出席者は基本的には2004年、2005年と同じである。

イ 今回問題になっている耐火スクリーンに関連して、取締役会、部長会議の

議事録に以下のような記載がある。

① 2010年9月16日取締役会

耐火スクリーンの仕様の不整合について追認試験を行うこと、このため35百万円程度の費用が必要である

② 2011年11月24日取締役会

耐火関係の受注が戻らないこと、環境的な要因が主で昨年の不都合によるものではないと思われる

③ 2011年2月24日部長会

2/21SPM試験体製作（C社立会）、2/25D社組立、3/1日総試（2体） 2/17EA 3/7CAS・CAT評価委員会予定

④ 2011年2月24日営業部長会

性能評価試験 試験体製作C社組立、D社2/25、日総試3/1（2体）

(2) 評価

もともと2011年でやり直したのは遮炎試験であり、遮煙試験自体は行われていない。上記議事録の記載も遮炎試験のやり直しに関するものである。前回の遮煙試験報告書を提出するだけであったので、図面の改ざん自体はB氏のみで行うことが可能であった。そして、改ざんについてB氏がF氏に相談をした場合、F氏としては2005年認定取得時の図面の不備が発覚した場合の混乱を避けるため、経営陣に報告しなかったということは十分考えられるところであり、B氏、F氏が経営陣への報告をしなかった、L氏がそのような報告を受けていないと説明している点に不自然な点はない。また、当時の議事録や関係者のメールにも改ざんのやりとりや報告がなされたことがうかがわせる記載はない。

以上からすると2011年の不正につき、F氏以外のUPEC経営陣が認識していたという事実を認めることはできない。

(3) 経営陣の責任

ア 図面の改ざんをB氏に指示した当時の取締役F氏には、その後の不正の隠蔽を含めて重大な忠実義務違反が認められることは明らかである。

イ 監視義務について、本件不正はB氏、F氏の2名により行われたものであり、その内容も過去の遮煙試験報告書の一部の記載を削除したという非常に細かいもので、各認定関係書類を具に検証しないと発見できない内容のものである。従って本件不正は当事者の申告なしには経営陣が認識することは極めて困難なものであったといえる。そして、当時は耐火スクリーンの材質問題及びそれに伴う認定再取得が最大の問題となっていたことからすると、2010年～2011年当時、F氏以外の取締役に、F氏が関与した本件不正を認識し得なかったことについて、監視義務違反があったとはいえない。なお、2006年よりユニチカグループとして内部通報制度が実施されており、2011年当時は不正監視・回避について何の措置もとられていないわけではない。ただ、この内部通報制度は認知度が低く、利用しづらいものであり、実効性がある制度とは言い難いものであった。

6 その他指摘すべき点について

(1) 概要

B氏の説明によれば、既に指摘したもの以外にも遮煙性能を高めるため、試験体について様々な工夫を施しているとのことである。UPECでは本件問題を受けて2014年10月、11月に評価機関において再試験を行ったが、認定書上の性能どおりの結果が出ていないため、何らかの作為がなされたことが推認されるが、具体的な作為内容については特定できなかった。以下、これらの点についての調査結果を記す。

(2) その1

UPECが2003年(平成15年)に取得した下記認定については、B氏、C氏より、次のような問題があるとの説明を受けた。

記

認定番号	認定年月日
EA-0077	2003年5月8日
CAT-0079	2003年8月12日
CAS-0081	2003年8月12日

避難口 なし

ア 同製品は、二枚のスクリーンを横に並べ、両スクリーンの間に表と裏から2枚の別の小さなスクリーンで挟み込むことにより、両スクリーンの隙間を埋め、遮煙性能を高める構造になっている。二枚のスクリーンの作動のためのローラーに加えて小さなスクリーンの作動のために小さなローラー（サブローラー）が設けられていることから、「サブローラー」と呼ばれている。

イ B氏によると、遮煙性能試験に合格するため、小さなスクリーンについて、表のスクリーンと裏のスクリーンをベルクロテープ（面ファスナー 素材は不明）で止め、隙間を埋めたとのことである。B氏の説明に従えば、実際に販売された製品にはベルクロテープは取り付けられていないため、その遮煙性能には疑問があることになる。

この点、本件認定取得前からベルクロテープを用いて遮煙性能を高めることをUPEC内部等で検討していたことをうかがわせる資料は存在する。またC氏、D氏は、この製品と特定していないが、ベルクロテープを使った記憶はあるとの説明をしている。しかし、性能確認試験報告書に添付する書類にはベルクロテープの記載がなく、2003年8月12日の認定書に添付された書類にもベルクロテープの記載がない。

実際に販売されている製品にもベルクロテープは取り付けられていないため、認定申請関係書類と実際に販売されている製品との間に齟齬はないと思われる。

また、B氏の指摘する時期とは異なるが、G氏は、第1号認定取得の前から遮煙性能の確保には苦勞し、試しにベルクロテープを使ってみたことがあると述べる。ただ、ベルクロテープを使用しても性能は思うように上がらなかったため、採用しなかったとも述べている。

以上の事情からは、遮煙性能試験の試験体にベルクロテープを用いて試験に合格したという事実の存在について認定するには至らなかった。

(3) その2

ア B氏によれば、どの製品とは特定していないが、ガイドレール部にゴムパーツを入れたり、座板の表面に耐熱シートを貼ったりといった部材の追加や、ビスの種類を変えるとといった材質の変更を加えたりしたことがあるとのことである。

イ このうちゴムパーツについては2001年～2002年頃に作成された内部資料に、ガイドレール部に遮煙材としてゴムを使用する旨の記載のある図面があった。他方、認定申請関係書面にはゴムパーツの記載は見当たらなかった。したがって、ゴムパーツを使用して評価機関の試験を受けながら、書面にその記載をしていないのであれば不正があったことになるが、B氏は当時の経緯についてはよく知らない旨述べており、上記資料からだけでは、現実には、ゴムパーツを使用した試験体で評価機関の性能試験に合格したという事実は認定できない。

ウ その他の部材の追加については、実際に販売されている製品についてそのような部材は設置されていないが、認定書を含めた手続書面上、部材が追加されたような記載は見当たらず、事実を認定することはできなかった。

(4) その3

B氏によれば試験に合格する数値が出るまで何週もかけてミリ単位で精密に組み付けたり(実際に販売される製品では再現が難しいレベル)といった修正を加えたりしたことがあるそうである。布のしわやたるみを伸ばしたりする

ことについてはC氏、F氏、G氏らも試験に合格するための工夫としてしたことがあると述べている。これらの工夫がうまくいったときには、かなり遮煙性能については良い結果が出せたとのことである。

実機では同様の精度で組み立てることは難しいレベルの精密な組み付けや、布のしわやたるみを伸ばすという工夫については、認定手続上、不正に該当するとはいえないが、試験時に行きすぎた工夫がなされたり、偶然により数値が出たということになれば、実際に販売される製品においては確実に精度が下回ることになるから、遮煙性能、作動性能についても試験体と同等の結果や数値が出ないことになると思われる。

(5) その4

C氏によれば、開口部のある製品について、作動試験に合格するため、取り付けられている磁石を磁力の弱いものに替えたことがあるとのことである。C氏によると、初期の認定はあまり厳しくなく、途中から認定基準が厳しくなったという認識であった。この点作動性能については2003年（平成15年）の試験の方法書の変更により、避難扉における1分間の通過可能人数が70人以上であり、避難者通過試験実施後も通過に供する部分及びその支持部分において遮煙性能を損なうような隙間が生じないこと、通過に際して無理な姿勢をとることがなく、群衆が殺到した場合でも通過が容易であることが明らかでなければならぬこと、開き力の測定値が50N以下であるといった条件を満たさなければ合格できないことになり、この条件を満たすべく開きやすいものにしたとのことである。逆にB氏は遮煙性能を高めるため磁石を磁力の強いものに替えた記憶があるとのことである。ただし、いずれの変更についても、認定書を含めた手続書面上磁石に変更が加えられたような記載は見当たらず、事実を認定することはできなかった。

7 問題発覚の経緯について

関係者（U P E C代表取締役、B氏、F氏）の供述からすると、2005年、2011年、2013年12月の各時点で少なくともB氏、F氏において、現実とは違う条件で遮煙性能試験を合格させ、認定書添付の図面等、実際に販売する製品がこれと異なっているとの認識があったといえる。遮煙性能試験や認定手続きに関与した他の社員も、試験に際してスポンジ様の部材を取り付けたり、試験に合格するため、試験体の組み付け等の精度が高いものを用意したりした認識はあるようだが、遮煙性能を余り重要視していなかったためか、これを問題視していなかったようである。

そして、2013年12月にB氏がF氏に、耐火スクリーン事業の事業譲渡に当たって認定問題が生じる旨相談したが、F氏がこれを誰にも報告しなかったため、U P E Cの代表取締役等経営陣が同問題の存在を把握するのが遅れた。その結果現実にU P E C代表取締役が把握したのは、2014年(平成26年)8月1日のB氏からU P E C代表取締役に対する告発時以降であった。

このように、F氏が問題を一人で抱え込んでしまった事実があり、同氏を除くU P E C経営陣が問題を以前から把握しながら放置・隠蔽していたという事情は他には見当たらないため、問題の発覚が(1)記載の時期になったことはやむを得ないといえる。

なお、F氏は2010年8月からU P E Cの取締役就任しているため、2011年の試験結果報告書図面の改ざんに取締役自ら関与していることになり、さらに2013年12月にB氏から相談があったにもかかわらず事実を隠蔽し経営陣で検討することすらしなかった。2005年認定時に自ら不正に関与していたことから、発覚をおそれてこのような行動に出たものであり、その心理については理解できないわけではないが、取締役という立場において不正を隠蔽するためにさらに不正を重ね、問題をより深刻にしたことはU P E C始め各関係者に対する重大な背信であると評価せざるを得ない。

8 旧UGFないしユニチカの関与について

不正が認められた2, 4記載の認定を含めて、本件調査の対象となる製品の認定の申請者はUPEC以外には旧UGF（3については、旧UGFを吸収合併した後のユニチカ）他1社（A社の子会社B社）である。

旧UGFについては、UPECの関与前からA社と共同で耐火スクリーンの開発に携わっていたが、C氏、I氏によれば、もともと旧UGFは耐火スクリーンについてはクロスの製造のみを行っていたため、耐火スクリーンの一般認定取得に当たっては、金物を取り扱っていたUPECに設計を任せようということになり、UPECが参加することになった、第1号認定取得に当たっては3者での打合せが行われていた、とのことである。しかし、C氏によればその後は、耐火スクリーンの設計はUPECのみが行い、旧UGFはUPECへのクロスの納入はしていたが、営業的な話の他に耐火スクリーンの認定手続きには関わっていないようである。このことから、旧UGFないし同社の吸収合併後のユニチカが不正に加わっているという事実は認められない。

9 本件問題発生の背景・原因（動機）について

(1) 認定取得に対する強い要請

2000年の建築基準法の改正及び通達の変更により、エレベーター昇降路部分を遮煙性能を持つ防火設備で区画することが要求されることになり、C氏によれば、UPECとしてはこの防火設備として耐火スクリーンの遮煙性能についての一般認定を他社に先駆けて得ることが社命とされたそうである。そして、試行錯誤を重ねた末、耐火スクリーンの遮煙性能としては同社が初めて国土交通大臣の一般認定を得た。この第1号認定にかかる製品は爆発的に売れたそうである。その後、より寸法の大きな製品も多数の現場で要求されるようになり、これらの新製品についても急いで認定を取得するよう強く要求された。B氏によれば耐火スクリーンを設置する建物の設計が先行し、建築スケジュー

ルに間に合うように認定を取得するように事実上要求されることもあったそうである。このことが2005年認定における不正の背景となったといえる。また、2010年の、認定と製品の仕様の不適合問題の発生時においても、すでに納入済みの製品が対象となっているため、迅速な認定再取得の要請は強かった。このことが2011年認定における不正の背景となったといえる。

(2) 認定制度及び製品の安全性の軽視

UPECにおいては、すでに旧UGF・A社の間で耐火スクリーンの設計・販売が行われており、一般認定を取得する必要性が生じた場面から関与したため、担当者に耐火スクリーンに対する法規制や認定制度に対する理解が不足していた。そのため担当者は認定制度の趣旨が火災時における人命の安全の確保にあることを十分に理解していなかったと思われる。これが(1)の早期認定取得の要請と相まって、実際に販売する製品の安全性能の確保を軽視し、認定は「取得さえできればよい」、各性能試験については「合格すればよい」という意識を持つようになっていったと思われる。B氏も、認定というのは通りさえすれば良いという意識が部署内にはあったと述べている。

またC氏によれば耐火スクリーンという商品の性質上、遮炎性能が最も重視されるという認識であったとのことである。遮煙性能は二の次でよいという誤った認識があったことから、遮煙性能については形式的に認定が得られれば良い、試験も通りさえすれば良いという考えに傾き、実際に販売する製品には取り付ける予定のない遮煙材を取り付けるという安易な手段を選んでしまうことに繋がったといえる。確かに(3)で述べるように遮炎性能と作動性能、遮煙性能は互いに矛盾する要素を含んでおり、バランス良く全ての基準を満たすことは技術的に相当困難だったことがうかがわれるが、部署全体として認定制度及び製品の安全性に対する意識が低いという、極めて重大なコンプライアンス上の問題があるといえる。

その他遠因とは思われるが、C氏によれば他社に先駆けて一号認定を取得し、

同種商品を取り扱うメーカーの中では最先端をいっているという自負があったように業界団体にも加盟しなかったとのことである（G氏も同趣旨のことを述べていた）、同業他社との情報交換等も行われず、自社のやり方を検証する機会も不足していたのではないかとも思われる。

(3) 遮煙性能確保の困難性

耐火スクリーンは布製であることから、遮煙性能の確保は一般認定取得以前の建築基準法38条に基づく個別認定のみが行われていた時代から難易度の高い問題であったようである（G氏の供述）。また遮煙性能については製品のサイズ如何に関わらず同一の基準を満たす必要があるため、サイズが大きくなればなるほど精度の高い設計が求められ遮煙性能を満たすことは困難になっていくことになる。

さらにC氏によると、初期の認定はあまり厳しくなく、途中から認定基準が厳しくなったという認識であった。この点作動性能については2003年（平成15年）の試験の方法書の変更により、避難扉における1分間の通過可能人数が70人以上であり、避難者通過試験実施後も通過に供する部分及びその支持部分において遮煙性能を損なうような隙間が生じないこと、通過に際して無理な姿勢をとることがなく、群衆が殺到した場合でも通過が容易であることが明らかでなければならぬこと、開き力の測定値が50N以下であるといった条件を満たさなければ合格できないことになった。一般的に開口部の開閉が容易になればなるほど、遮煙性能は低下することになるため、許される範囲の工夫では遮煙性能を満たすことが徐々に困難になっていったものと思われる。

このように遮煙性能の確保は、年々技術的な難易度が高くなっていったことがうかがわれ、技術的な困難性を回避するために、その場しのぎで遮煙性能試験において遮煙材を追加せざるを得ないことになったものと思われる。

(4) 関与者が少数で固定化していたこと

もともと耐火スクリーンの設計に関与している社員は多くなく、特に200

5年認定時には書面作成はほぼB氏、C氏、F氏で行っている。また2011年の認定取り直し手続きに関与していたのもB氏、F氏のみである（このときにはC氏は退社している）。関与者が少数で固定化しているため、認定手続きの過程が外部者の監視を受けることがなく、不正の隠蔽が容易になったといえる。

第3 再発防止に関する提言

1 製品の安全性を強く認識し、法規制や認定制度に対する理解を深めるための活動をする事。

本件で認定した不正が行われた根本的な原因は、耐火スクリーンの設計担当者らに、耐火スクリーンに必要な安全性についての認識が希薄で、守られるべき法規制や認定制度についての理解が不足していたことにあるといえる。一般的なコンプライアンス研修に加え、新しい分野の製品を取り扱う場合は、担当部署や法務担当部門、場合によっては専門家を招聘するなどして、関係法令・通達等を精査し、また所轄官庁・関係団体との連携を強化して、法規制や認定制度の趣旨内容について十分な理解をさせる必要がある。

2 過剰な営業・無理な要求を強制しないこと

本件では、営業上の理由から一般認定の取得を相当に急がされたことが不正の動機となっている。また、布製であること、さらに開口部のある製品については、片面にしか扉がないこと（厳密には小さな扉は付いているが）等から認定取得上要求される遮煙性能を満たすことが相当困難であったようである。スケジュール的にも、物理的にも相当な困難を担当者に強いていたことがうかがわれる。担当者は上司が要求すればできるかぎりそれに答えようとするものであり、権限ある上司が限度を把握して受注や業務内容をコントロールする必要がある。前者については経営陣の理解が必要である。後者については法規制や計算について詳しい

専門家のアドバイスを得て、物理的・科学的な限界を理解するといったことも必要である。

3 特定の者への業務・権限集中を回避すること

本件では耐火スクリーン設計・認定手続きに関与した社員の数が少なく、認定図面の作成はほとんどB氏、所轄官庁の窓口はF氏のみで固定されていた。業務に関与するのが特定の少数者のみ、という状況は故意による不正が行われやすい環境にあるといえ、さらに関与者が固定している場合は不正の隠蔽が容易となる

(このことはF氏が、4記載の2011年認定における不正及び2013年12月にB氏から問題発覚について相談を受けたいずれの時点においても取締役の地位にあったにも関わらず、不正を隠蔽する行動に出してしまったことからわかる)。従って、確かに人的資源には限界があるが、定期的な人事異動により多数の者の目に業務内容を触れさせることや、特定の者に権限や知識が集中しないようにすることが必要である。

4 業務内容を記録化し保存すること

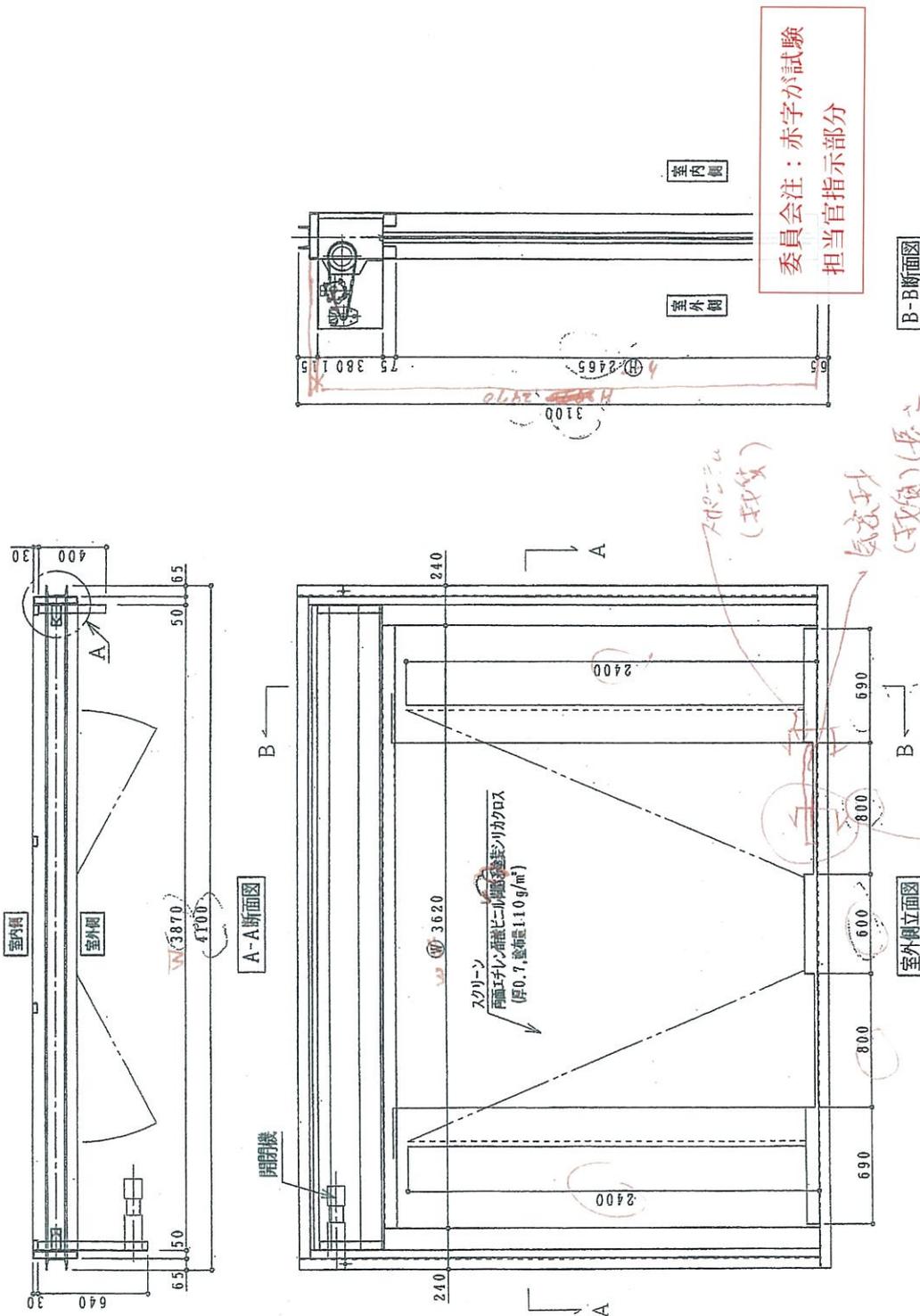
不正の防止という予防的な観点、及び不正の早期発見という観点のいずれからしても、実験や打合せ時の記録を、第三者の閲覧を前提とした形式で作成し（議事録等）、保存することを義務づけるということが有効である。

5 内部通報制度を活性化すること

ユニチカは2006年から内部通報制度を採用しており、本件でもどこかの時点でB氏により内部通報制度が利用されていれば、問題はより早期に発覚していた可能性が強い。確かに現状では内部通報制度の認知度が低く、利用数も低迷していることも事実であり、一朝一夕にはいかないかもしれないが、内部通報制度について、さらなる制度の周知を進めること、特に通報者に不利益がないこと、本社のみならず社外の弁護士にも通報が可能であることを継続的にアピールすることが必要である。

添付資料

- 1 資料1 2005年(平成17年)頃図面(試験官の指示書き込み)
- 2 資料2 2005年(平成17年)2月8日両面エチレン酢酸ビニル系樹脂塗装シリカクロス製スクリーンの遮煙性能試験報告書(関係部分抜粋)
- 3 資料3 2005年(平成17年)5月25日性能評価書添付の詳細図面(関係部分抜粋)
- 4 資料4 2005年(平成17年)2月8日両面エチレン酢酸ビニル系樹脂塗装シリカクロス製スクリーンの遮煙性能試験報告書(関係部分抜粋)



別図-1 試験体の構造・寸法図 寸法単位:mm
【依頼者の提出資料による】

依頼者	会社名	ユニチカグラスファイバー 株式会社 (所在地：大阪府中央区南船場1丁目18番17号)		
	会社名	ユニチカ設備技術 株式会社 (所在地：京都府宇治市宇治戸ノ内5番地)		
	会社名	[REDACTED] (所在地：[REDACTED])		
試験	一般名称	両面エチレン酢酸ビニル系樹脂塗装シリカクロス製スクリーン(二面開口有)		
	商品名	ユニファイヤーガード		
試験仕様	試験体寸法	法：W 3870mm×H 2970mm		
	開口寸法	法：w 3620mm×h 2465mm		
試験体	開口面積	8.92m ²		
	スクリーン	両面エチレン酢酸ビニル系樹脂塗装 シリカクロス(厚0.7mm, 塗布量110g/m ²)		
	遮煙材	両面エチレン酢酸ビニル系樹脂塗装 シリカクロス(厚0.7mm, 塗布量 110g/m ²)		
	ガイドレール	SUS304(厚1.5mm)		
	補強材	溶融亜鉛めっき鋼板(厚2.3mm)		
	巻取りシャフト	鋼管φ114.3(厚3.5mm)		
	カバーケース	溶融亜鉛めっき鋼板(厚1.6mm)		
	煙返し	溶融亜鉛めっき鋼板(厚2.3mm)		
	塞ぎ板	SS400(厚1.6mm)		
	ブラケット	SS400(厚3.2mm)		
	座板	SS400(FB-12mm×75mm×2枚)		
	座板芯材	SS400(厚1.6mm)		
	座板化粧	SUS304(厚1.5)		
	開口部座板	SS400(FB-4.5mm×65mm× SS400(FB-1.6mm×65mm× SS400(FB-3.2mm×50mm×		
開口部座板化粧	SUS304(厚1.4)			
開口部遮煙材	炭素繊維フェルト(厚10mm×長さ100mm)			
試験体の外観を写真-1, 写真-2に、詳細を別図-1～別図-3に示す。				
試験方法	平成15年 財団法人 日本建築総合試験所 防火設備性能評価業務方法書の別紙「V. 風道以外に設ける防火設備の遮煙性試験(い)」によった。圧力差の加圧方向は、室内側から室外側へを正、その逆を負とし、それぞれの状態を正圧、負圧と呼ぶ。			
試験結果の概要	スクリーンは機能上支障なく円滑に開閉した。圧力差19.6Paにおける通気量の最大値は正圧時で0.13m ³ /min・m ² 、負圧時で0.14m ³ /min・m ² であった。試験結果の詳細を表-1に示す。			
試験装置概要			試験年月日	平成17年1月25日
	<p>試験実施場所 大阪府吹田市藤白台5丁目8番1号 財団法人 日本建築総合試験所 電話 06-6872-0391</p> <p>建築物物理部 耐風試験室 試験責任者 主査 [REDACTED] 試験担当者 [REDACTED]</p>			

委員会注：試験時には使
用していない炭素繊維フ
ェルトの記載

2) 副構成材料

(寸法単位: mm)

項 目	申 請 構 造												
①縫製糸	ステンレス糸 ・規格 JIS G 4305, SUS304 ・寸法 12 μ m \times 100f/3*												
②遮煙材	両面エチレン酢酸ビニル系樹脂塗装シリカクロス ・厚 さ 0.7 ・密 度 たて 50 \pm 4本/25mm、よこ 32 \pm 4本/25mm ・塗布量 110g/m ² (両面) ・シリカクロスの組成(質量%) <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>二酸化けい素</td><td>96 以上</td></tr> <tr><td>酸化アルミニウム</td><td>0.4 以上</td></tr> <tr><td>酸化チタン</td><td>0.3 以上</td></tr> <tr><td>酸化カルシウム</td><td>0.05 以上</td></tr> <tr><td>酸化ナトリウム</td><td>0.01 以上</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0.01 以上</td></tr> </table>	二酸化けい素	96 以上	酸化アルミニウム	0.4 以上	酸化チタン	0.3 以上	酸化カルシウム	0.05 以上	酸化ナトリウム	0.01 以上	その他	0.01 以上
二酸化けい素	96 以上												
酸化アルミニウム	0.4 以上												
酸化チタン	0.3 以上												
酸化カルシウム	0.05 以上												
酸化ナトリウム	0.01 以上												
その他	0.01 以上												
	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;"> 委員会注：炭素繊維フェルトの記載なし。セラミックシートのみ記載 </div> <div style="background-color: yellow; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> セラミックシート </div> ・厚 さ 3 ・密 度 50 kg/m ³ ・最高使用温度 1260 $^{\circ}$ C ・組成(質量%) <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>酸化アルミニウム</td><td>46 以下</td></tr> <tr><td>二酸化けい素</td><td>54 以上</td></tr> </table>	酸化アルミニウム	46 以下	二酸化けい素	54 以上								
酸化アルミニウム	46 以下												
二酸化けい素	54 以上												
③丁番 (避難口有仕様のみ)	冷間圧延鋼板 ・規格 JIS G 3141 ・寸法 2.3 \times ℓ 57, 4.5 \times 1180												
④マグネット (避難口有仕様のみ)	フェライト磁石												
⑤小扉ストッパー (避難口有仕様のみ)	ステンレス鋼板 ・規格 JIS G 4305 ・寸法 ϕ 6												
⑥ステンレス小ねじ	ステンレス製 ・寸法 M4 \times 10 M5 \times 10, 20, 30, 50 ・間隔 500												
⑦ボルト・ナット	鋼製 ・規格 JIS B 1180, JIS B 1181, SS400 ・寸法 M10 \times 120 M8 \times 120 M6 \times 10, 35												
⑧開閉機 (手動及び電動)	[1] アルミニウム合金ダイカスト ・規格 JIS H 5302, ADC12 [2] 熱間圧延軟鋼板 ・規格 JIS G 3131, SPHC [3] 一般構造用圧延鋼材 ・規格 JIS G 3101, SS400												

